

## 業者カード（県内建設業者用）の記入方法

- 「(1)測量・建設コンサルタント等業務での入札参加資格申請の有無」欄は、徳島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を申請する場合は「有」を、それ以外の場合は「無」を○で囲うこと。
- 「(2)業者番号」欄は、平成17年度以降に徳島県が発注する建設工事に係る入札参加資格を有している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入すること。なお、建設業の許可番号ではないので注意すること。
- 「(3)許可番号」欄は、「総合評定値通知書」の許可番号と同一とすること。

(例)

0	0	—	1	2	3	4	5	6	国土交通大臣許可業者の場合
3	6	—	0	0	9	8	7	6	徳島県知事許可業者の場合

- 「(4)許可年月日」欄は、許可業種によって許可年月日の異なる許可を有する場合は、それぞれの許可年月日を記入すること。その場合、直近の許可年月日を左の欄に記入すること。
- (5)(6)(7)(8)欄は、総合評定値通知書と変更がなくとも必ず記入すること。
- (9)欄は、該当がない場合は記入を要しない。
- (10)欄は、必ず記入すること。  
建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することがあります。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受取容量が小さいものでの登録は控えてください。(また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。)
- (11)(12)(13)欄は、総合評定値通知書と変更がなければ記入を要しない。  
「(11)一般1・特定2」欄は、総合評定値通知書の許可区分と異なる場合のみ記入すること。  
「(13)所在地」欄は、建設業法上の主たる営業所の所在地を市町村名から記入し、「丁目」、「番」及び「号」等については—（ハイフン）を用いて記載すること。
- 「(14)地区コード」欄は、(別表1)地区コード表(12ページ)により記入すること。
- 「(15)希望工事」欄は、(別表2)希望工事種別表(13ページ)により記入すること。  
なお、希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとするので注意すること。  
共同受付参加の市町村によっては希望工事の取扱いが異なる場合があります。その場合は本要領に沿って業者カードを作成するとともに、各市町村が設定した個別審査書類も作成し、市町村窓口へ提出してください。
- (16)～(22)欄は、該当する方を○で囲むこと。



(別表1) 地区コード表

コード	地域区分	町 村 名 等	コード	地域区分	町 村 名 等
<b>東部県土整備局 (徳島) 管内</b>			306	宝田	宝田町
101	内町・新町 ・富田	内町・通町・両国本町・徳島町・徳島本町 中徳島町・中洲町・幸町・寺島本町 出来島本町・北出来島町・新町・栄町 秋田町・鷹匠町・大道・船場町・富田浜 仲之町・富田橋・明神町・東山手町・伊月町	307	加茂谷	大井町・加茂町・楠根町・十八女町 深瀬町・吉井町・大田井町・熊谷町 水井町・細野町
102	昭和・津田 ・新浜	昭和町・中昭和町・南昭和町・万代町 からどき橋・津田町・津田本町・新浜町 新浜本町・西新浜町・津田海岸町	308	大野	上大野町・下大野町・中大野町
103	二軒屋・八万	二軒屋町・南二軒屋町・八万町・山城町 城南町・沖浜町・問屋町	309	見能林	才見町・中林町・見能林町・大潟町 津乃峰町
104	勝占	大原町・論田町・大松町・雑賀町・西須賀町 勝占町・三軒屋町・方上町・大谷町・北山町	310	橘	橘町
105	多家良	多家良町・丈六町・飯谷町・渋野町・八多町	311	椿	椿町・椿泊町・伊島町
106	上八万	上八万町	312	桑野	阿瀬比町・内原町・桑野町・山口町
107	渭東	金沢・北沖洲・南沖洲・東沖洲・末広・安宅 住吉・福島・新南福島・城東町・大和町	313	福井	福井町
108	渭北	助任・吉野・前川・常三島	314	新野	新野町
109	佐古・田宮 ・矢三	佐古・田宮・矢三・春日	<b>南部総合県民局 (那賀) 管内</b>		
110	不動	不動北町・不動西町・不動東町・不動本町	401	鷺敷	那賀町 (旧鷺敷町内)
111	加茂名	加茂名町・鮎喰町・庄町・南島田町 北島田町・名東町・蔵本町・中島田町	402	相生	那賀町 (旧相生町内)
112	国府	国府町	403	上那賀	那賀町 (旧上那賀町内)
113	一宮	一宮町	404	木沢	那賀町 (旧木沢町内)
114	入田	入田町	405	木頭	那賀町 (旧木頭町内)
115	川内	川内町	<b>南部総合県民局 (美波) 管内</b>		
116	応神	応神町	501	由岐	美波町 (旧由岐町)
117	北島	北島町	502	日和佐	美波町 (旧日和佐町)
118	藍住	藍住町	503	牟岐	牟岐町
119	小松島	(小松島市下記以外の町)	504	海南	海陽町 (旧海南町)
120	坂野・和田島	赤石町・大林町・坂野町・常盤町・豊浦町 間新田町・和田島町・和田津開町	505	海部	海陽町 (旧海部町)
121	立江・櫛淵	立江町・櫛淵町	506	宍喰	海陽町 (旧宍喰町)
122	勝浦	勝浦町	<b>東部県土整備局 (吉野川) 管内</b>		
123	上勝	上勝町	601	上板	上板町
124	佐那河内	佐那河内村	602	吉野	阿波市吉野町
125	神山	神山町	603	土成	阿波市土成町
<b>東部県土整備局 (鳴門サービスセンター) 管内</b>			604	市場	阿波市市場町
201	北灘	北灘町	605	阿波	阿波市阿波町
202	瀬戸	瀬戸町	606	石井	石井町
203	里浦・撫養 ・鳴門	里浦町・撫養町・鳴門町	607	鴨島	吉野川市鴨島町
204	大津	大津町	608	川島	吉野川市川島町
205	大麻	大麻町	609	美郷	吉野川市美郷
206	松茂	松茂町	610	山川	吉野川市山川町
207	板野	板野町	<b>西部総合県民局 (美馬) 管内</b>		
<b>南部総合県民局 (阿南) 管内</b>			701	脇	美馬市脇町
301	羽ノ浦	羽ノ浦町	702	穴吹	美馬市穴吹町
302	那賀川	那賀川町	703	木屋平	美馬市木屋平
303	中野島	上中町・柳島町・横見町	704	美馬	美馬市美馬町
304	富岡	(阿南市上下記以外の町)	705	半田	つるぎ町 (旧半田町内)
305	長生	長生町	706	貞光	つるぎ町 (旧貞光町内)
			707	一字	つるぎ町 (旧一字町内)
<b>西部総合県民局 (三好) 管内</b>			801	三野	三好市三野町
			802	三好	東みよし町 (旧三好町)
			803	三加茂	東みよし町 (旧三加茂町)
			804	井川	三好市井川町
			805	池田	三好市池田町
			806	山城	三好市山城町
			807	東祖谷山	三好市東祖谷
			808	西祖谷山	三好市西祖谷山村

## (別表 2) 希望工事種別表

- 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとする。
- 希望工事種別は対応する右の建設工事の種類のうち、いずれかについて経営事項審査を受けていなければ希望できない。
- 印を付した業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種である。

### ※標識設置工事の取扱いについて

- 令和3年度から「交通安全施設工事」に含まれていた「標識設置工事」を区分し、新たに単独の希望工事種別として設定しています。
- 指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、総合県民局等発注機関へ「新規指名要望書」を提出する必要があります。
- 詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から3	01	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	02	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	03	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	04	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	05	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	06	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	07	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	08	ほ装工事	ほ装工事
	09	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む。)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	10	塗装工事	塗装工事
	11	道路区画線工事	塗装工事
	12	造園工事	造園工事
	13	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から1	21	建築工事(解体工事を含む。)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から2	31	電気設備工事	電気工事
	32	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	33	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	34	通信設備工事	電気通信工事

## 入札参加資格審査申請書提出後の手続について

### ※実際の入札への参加について

指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、入札参加資格申請とは別に総合県民局等発注機関に対して「指名要望書」を提出する必要があります。詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

### ※申請事項の変更届について

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書提出後、次の事項について変更があったときは、「変更届出書」に変更事項を記載し、関係書類を添付の上、**直ちに**提出してください。

**※ 電子入札で使用するＩＣカードに登録している情報（「代表者又は年間受任者」、「会社名」、「本社所在地」等）に変更があった場合は、新規にＩＣカードを取得してください。変更前の情報が登録されているＩＣカードを使用すると不正使用に該当し、入札は無効になります。**

※ 本案内は、徳島県に提出する変更届の要領です。**変更届に関しては共同受付を実施していません**ので、複数の自治体で入札参加資格を有している場合は、各市町村窓口にお問い合わせの上、定められた必要書類を揃えて各市町村窓口提出してください。

### 1 変更事項及び添付書類

#### (1) 組織変更した場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
- ・建設業法第17条の2又は第17条の3に係る認可通知書（該当する場合）
- ・委任状（年間委任している場合）

※ なお、会社合併、分割、事業譲渡等、会社再編による変更の場合は、変更届等を提出いただく前に建設管理課審査担当にお問い合わせください。

#### (2) 主たる営業所の所在地、商号又は名称を変更した場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
- ・委任状（年間委任している場合）

※ 所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。

#### (3) 代表者の氏名又は役職を変更した場合

- ・登記事項証明書（氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る、コピー可。）
- ・委任状（年間委任している場合）

- (4) 年間委任をしている営業所の所在地、名称又は委任者そのもの（徳島支店→四国支店）を変更した場合
- ・委任状
  - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む。）で行政機関の受付印があるもの
  - ・総合評定値（経審結果）通知書の写し（建設工の種類が追加になる場合）
- ※ 所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。
- ※ 営業所を新設・変更することに伴い、建設工の種類に追加・削除が必要になる場合があるので、変更の必要があれば変更届出書に変更内容を記載し、追加となる場合は総合評定値通知書の写しを添付してください。
- (5) 年間受任者を廃止した場合
- ※ 変更届出書に廃止した旨を記載して提出してください。
- (6) 主たる営業所又は年間委任している営業所の電話番号、ファックス番号、メールアドレスを変更した場合
- ※ 変更届出書にその旨を記載して提出してください。
- (7) 希望する建設工の種類に変更があった場合  
(追加する場合) （県内企業は年度途中の追加は不可）
- ・建設業許可証の写し
  - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む。）で行政機関の受付印があるもの
  - ・総合評定値通知書（経審結果）の写し
- (削除する場合) ※ 変更届出書にその旨を記載して提出してください。
- (8) 建設業の許可区分に変更（例：一般→特定）があった場合
- ・建設業許可証の写し
  - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む。）で行政機関の受付印があるもの
- (9) 入札参加資格の取下げ
- ※ 変更届出書の変更内容の欄に「入札参加資格の取下げ」等、取り下げる旨が明確にわかるように記載の上、提出してください。
- ※ 廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

## 2 変更届の提出先及び問合せ先

### (1) 県外工事（郵送可）

〒770-8570 徳島市万代町1-1  
徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当  
電 話 088-621-2519（直通）  
ファクシミリ 088-621-2864

- (2) 県内工事 所轄の総合県民局県土整備部（阿南、那賀、美馬、三好各庁舎は企画担当、美波庁舎は企画・用地担当）又は東部県土整備局（徳島庁舎は契約・指導担当、吉野川各庁舎は総務担当、鳴門サービスセンターは企画総務担当）  
9 ページ「7 問合せ先」を参照

## 3 提出部数

- (1) 県外工事 1部  
(2) 県内工事 正副 計2部

## 4 注意事項

- (1) 変更届出書の様式は徳島県電子入札ホームページ（URL <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>）からダウンロードできます。（国土交通省（地方整備局）に提出しているものでも可）。
- (2) 委任状の様式は任意です。
- (3) 会社控等に受付印が必要な場合は、各自でコピー等を準備の上、同時に提出してください。
- (4) 県外業者で変更届を郵送により提出する場合は、担当者名と連絡先を記入してください。
- (5) 入札又は入札参加資格審査申請の受付が近日中にあるが、代表者等変更に係る登記の手續に時間を要し、変更届出書の提出が間に合わない場合は、建設管理課に御連絡ください。

## ※次回の受付時期等について

令和7・8年度入札参加資格申請書の受付（定期受付）は、令和7年1月頃の予定です。  
申請書作成要領等の公開は、令和6年12月中旬を予定しています。